

## エコプラザ西東京自動販売機設置事業者募集要項

西東京市が管理する、エコプラザ西東京に、自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を一般競争入札により決定します。

この入札に参加を希望される方は、この募集要項に基づき、次の各事項をご承知のうえお申込みください。

### 1 目的

市有財産の有効活用を図りながら歳入を確保するとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とします。

### 2 入札参加資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体及びその他の構成員でない者であること。
- (3) 東京都に本店、支店又は事業所等のサービス拠点を有する法人であること。
- (4) 過去 5 年間に、災害対応型自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する 2 年以上の実績を有していること。
- (5) 国税及び都税・市税の未納がないこと。
- (6) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

### 3 入札に付する事項及び条件等

#### (1) 貸付物件等

貸付場所	貸付面積	貸付位置	販売品目
西東京市泉町三丁目 12 番 35 号 エコプラザ西東京 プラザ棟 1 1 階ロビー 自動販売機置場	幅 1.8m×奥行 0.85m	図 1	飲料（缶、ペットボトル、紙パック）

※自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障が生じる場合もありますので、設置に支障がないか、応募前に確認してください。

※貸付面積には転倒防止器具・放熱余地・回収ボックス設置部分を含みます。

#### (2) 販売商品の種類及び販売価格

##### ①販売商品の種類

下記記載の販売品目のおりとしします。多品種、多品目により構成するよう努めてください。ただし、酒類（ノンアルコール飲料を含む類似品）の販売はできません。

##### ②販売品目等

販売品目等		価格
飲料（乳幼児対象含む）	缶・ペットボトル・紙容器も含め全商品	貴社が設定する標準的な小売価格

#### (3) 貸付条件等

##### ①貸付期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとします。（更新なし）

ただし、市が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者（借受者）が貸付条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他市が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

##### ②貸付料

入札額の記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を以って落札金額（年額）としますので、

年度当初に市が発行する納入通知書により市が指定する日までに全額納入してください。

### ③光熱水費及びその他必要経費

電気料等貸付に伴い管理上必要となる経費は設置事業者の負担とし、貸付料とは別に通知するところにより納入してください。

なお、設置事業者は、自動販売機の設置にあたり光熱水費を算定する子メーターを自らの負担で設置してください。

また、自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等その他必要とされる一切の経費についても設置事業者の負担とします。設置位置図に示した場所に、外形寸法を超えないものを設置してください。

### ④自動販売機の機能等

- 1 設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種とし、ユニバーサルデザインに配慮したものとしてください。
- 2 設置する自動販売機は、災害時対応型自動販売機とし、施設管理者の手動操作により飲料を無料提供に切り替えることができる機種としてください。なお、災害時において市の判断により無料提供に切り替えた場合、設置事業者は自動販売機内の在庫商品を市に対して無償にて提供してください。
- 3 設置する自動販売機には、転倒防止器具・回収ボックスを設置してください。貸付面積には転倒防止器具・放熱余地・回収ボックスの設置部分を含みます。
- 4 HOT及びCOLD両製品の販売可能なものとしてください。
- 5 利用者の利便性の向上を図るため、交通系ICカード等の利用が可能な機種としてください。

### (4) 禁止事項

- ①自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ②自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。
- ③貸付物件を自動販売機設置以外の用途で使用することはできません。

### (5) 維持管理責任

- ①商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者が行ってください。なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は損傷したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧するとともに、設置事業者の損害について西東京市の責に帰することが明らかな場合を除き、西東京市はその責を負いません。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。
- ②使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行ってください。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように回収頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理に努めなければなりません。
- ③衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行わなければなりません。
- ④自動販売機の設置に当たっては、設置事業者の負担により転倒防止等の必要な安全措置を行わなければなりません。
- ⑤自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

### (6) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合は、自己の負担において原状に回復しなければなりません。また、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について補償を請求することはできません。

## 4 物件参考データ

- ① 貸付物件の概要・名称……エコプラザ西東京  
・機能……環境学習施設、みどり環境部執務室（みどり公園課、環境保全課、ごみ減量推進課）
- ② 勤務する職員数……約70人／日
- ③ 施設利用者実績（平成27年度実績）

利用延べ人数……約 11,000 人（有料施設利用者数）

④ 開館時間

午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

⑤ 休館日

毎月第 3 月曜日（祝日の場合はその翌日）、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）

5 入札参加申込

① 提出方法

下記④に記載の書類を持参又は郵送により提出してください。電話、電報、テレックス、ファックス及びインターネットによる提出は受け付けません。郵送により提出する場合は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に「**エコプラザ西東京自動販売機設置に係る応募関係書類**」と明記してください。なお、郵送による、未着・遅延等の事故については、原因の如何を問わず、市では責任を負いません。

② 提出先

〒202-0011 西東京市泉町三丁目 12 番 35 号

西東京市みどり環境部環境保全課環境計画係 宛

③ 提出期間

平成 29 年 1 月 6 日（金）から 1 月 20 日（金）まで（午後 5 時必着）

西東京市の休日を定める条例に定める西東京市の休日を除く毎日午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時の間受け付けます。また、郵送による未着・遅延等の事故については、原因の如何を問わず、市では責任を負いません。

④ 申込書類

No.	申込書類	摘要
1	入札参加申込書兼誓約書（別紙 1）	
2	法人登記簿謄本（発行後 3 カ月以内のものに限る）	現在事項全部証明書
3	国税、市民税の納税証明書（直近年度のもの）	国税は「法人税」及び「消費税及び地方消費税」（様式その 3 の 3） 市民税は「法人市民税」（西東京市内に本社又は事業所がある法人の場合）
4	業務実績書・サービス拠点申告書（別紙 2）	
5	応募資格要件で指定した地域内に本店、支店又は営業所等サービス拠点が所在することを証する書類（会社概要パンフレット等）	上記別紙 2 により、所在地を確認できる場合は、提出不要
6	許認可等を証する書類	許認可等を要する場合に限り提出
7	設置する自動販売機のカタログ	1 部

6 入札参加資格の確認等

上記 5 の申込書類による入札参加資格の有無を確認後、入札参加資格確認通知書及び入札書を交付します。

7 質問と回答

募集要項等の内容に関する質問を、メールにて受け付けます。受付期限は、平成 29 年 1 月 20 日（金）午後 5 時までです。質問に対する回答は、平成 29 年 1 月 23 日（月）以降、メールにてすべての質問と回答を応募者全員に送付します。ただし、やむを得ない事由がある場合には、ファクシミリ等他の方法で回答します。なお、電話での質問にはお答えできません。

【問い合わせ先】

西東京市みどり環境部環境保全課環境計画係

電話 042-438-4042

E-mail kankyou@city.nishitokyo.lg.jp

## 8 入札者の辞退

入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。入札の受付前には入札辞退届（任意の様式）を前記7の問い合わせ先に持参又は郵送（開札日の前日までに到達するものに限る。）してください。入札の受付中においては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出してください。

## 9 入札の受付及び開札の日時と場所等

入札の受付及び開札の日時と場所は次のとおりです。入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった入札額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、封緘して提出してください。

	日 時	場 所
入札の受付	・平成29年1月23日（月）から1月30日（月）まで。西東京市の休日を定める条例に定める西東京市の休日を除く毎日午前9時から正午及び午後1時から5時の間受け付けます。	西東京市泉町三丁目12番35号 西東京市みどり環境部環境保全課 環境計画係
	・平成29年1月31日（火） 午前10時から10時30分まで	西東京市泉町三丁目12番35号 エコプラザ西東京 講座室1
開 札	・平成29年1月31日（火） 午前10時30分から	

## 10 入札保証金

入札保証金は免除とします。

## 11 落札者の決定

落札者は西東京市が設定した予定価格以上の最高金額の入札参加者とします。ただし、最高金額の入札参加者が複数いる場合は、当該入札参加者のくじ引きによって落札者を決定します。この場合において、入札の辞退は認めません。くじを引かない入札参加者がいる時は入札事務に関係のない西東京市職員がくじを引くものとします。

## 12 入札書の書換えの等の禁止

一度入札箱に投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

## 13 入札参加者の失格

次の事項に該当したときは、入札に参加できません。

- (1) 理由のいかんを問わず、所定の時間内に入札しないとき
- (2) 本要項に記載した事項に違反したとき

## 14 入札の無効

次の事項に該当した入札は、無効となります。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するに至ったとき。
- (2) 入札書の記載事項が不明なもの。
- (3) 入札書に不備があるもの。
- (4) 入札書の金額の表示が改ざん、又は訂正されたもの。
- (5) 入札参加者が連合して不当に価格をせり下げ、他の人の正常な競争入札への参加を妨げ、又は係員の職務を妨害したとき。
- (6) 2枚以上の入札書を提出したとき。
- (7) 上記の他、本要項に記載した事項に違反したもの。

15 入札結果の公表

入札の結果については、入札参加者名、入札金額を市のホームページで公表します。

16 契約の締結

設置事業者は、決定の日から14日以内に市有財産賃貸借契約書（別紙付表1）により契約を締結しなければなりません。

17 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令等の規定によります。
- (2) 契約・貸付手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。
- (3) 契約締結後、食品衛生法等の法令の規定により営業等の許認可を要する場合には、営業開始までに許認可を証する書類（許可証の写しなど）を提出してください。
- (4) 応募書類等は、一切返却しません。
- (5) 入札後は、いかなる理由をもってしても、入札に関する手続き及び入札について、異議を申し立てることができません。